3　「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

4　「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が住宅耐震改修に該当することにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

ア）「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

イ）「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

ウ）「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

エ）「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

5　「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が住宅耐震改修に該当することにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

ア）「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第６条より通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

イ）「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

ウ）「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

エ）「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第６条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

附　則

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十八号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十五項、第十八条の二十三の二第一項並びに第十九条の十一の三第一項及び第二項の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

「第二十六条第二十二項第一号」を「第二十六条第二十三項第一号」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十二項第八号」を「同号」に、「第二十六条の四第三項」を「第二十六条の四第四項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

別表を次のように改める。

別表

増改築等工事証明書

証明申請者	住　所		
	氏　名		
家屋番号及び所在地			
工事完了年月日			
施行令第26条第23項に規定する工事の種別	第１号工事	1　増築　2　改築　3　大規模の修繕　4　大規模の模様替	
	第２号工事	1　床の過半の修繕又は模様替　2　階段の過半の修繕又は模様替 3　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　4　壁の過半の修繕又は模様替	
	第３号工事	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1　居室　2　調理室　3　浴室　4　便所　5　洗面所　6　納戸 7　玄関　8　廊下	
	第４号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定 2　地震に対する安全性に係る基準	
	第５号工事	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1　通路又は出入口の拡幅　2　階段の勾配の緩和　3　浴室の改良 4　便所の改良　5　手すりの取付　6　床の段差の解消 7　出入口の戸の改良　8　床材の取替	
	第６号工事	エネルギーの使用の合理化に著しく又は相当程度資する次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1　窓の断熱性を高める工事　2　窓の断熱性を相当程度高める工事 3　窓の断熱性を著しく高める工事　4　天井等の断熱性を高める工事 5　壁の断熱性を高める工事　6　床等の断熱性を高める工事	
		地域の区分	1　Ⅰ地域　2　Ⅱ地域　3　Ⅲ地域 4　Ⅳ地域　5　Ⅴ地域　6　Ⅵ地域
		改修工事前の住宅が相当する省エネルギー対策等級	1　等級３　2　等級２　3　等級１
施行令第26条の４第４項に規定する改修工事（高齢者等居住改修工事等）		高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1　通路又は出入口の拡幅　2　階段の勾配の緩和　3　浴室の改良 4　便所の改良　5　手すりの取付　6　床の段差の解消 7　出入口の戸の改良　8　床材の取替	